

# 第4期府中市障害者等地域自立支援協議会

## 報 告 書

平成27年3月

## はじめに

障害者総合支援法や障害者虐待防止法、障害者差別解消法等が整備され、昨年障害者権利条約を批准、発効し、障害者を取り巻く環境は大きく変わってまいりました。また、社会全体で見ましても、少子・高齢化や単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化などにより、地域における課題は複雑化しています。そうした中で、府中市障害者等地域自立支援協議会（以下、「協議会」といいます。）では、市内の障害福祉サービス事業者や障害者福祉団体、医療、就労関係者などの幅広い分野の方々にお集まりいただき、地域の支援体制における課題の共有や整理をし、改善に向けた協議を行ってきました。

4期目となる今期の協議会では、平成25年7月に市長から次の事項について検討を依頼されました。

- 1 関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者及び障害児への支援体制に関する課題について情報共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制を整備すること
- 2 その他、障害者及び障害児に対する支援体制の整備に関し、必要と認めること

今期は、これらの内容を踏まえ、協議会の中で検討が必要とされる課題を挙げてまいりました。

本協議会では、課題に対しより掘り下げた内容で協議するために全体会の下に「ツール検討部会」、「相談支援部会」の2つの専門部会を設置し、それぞれ次のような課題について検討しました。

ツール検討部会では、平成25年度にライフステージが変化しても切れ目のない支援のために「支援ファイル（ちゅうファイル）」の作成及び活用方法、平成26年度は障害啓発のためのリーフレットの作成及び活用方法について協議しました。

相談支援部会においては、平成25年度はサービス等利用計画策定の課題と解決策について、続く平成26年度は、計画策定だけでなく、障害のある方から相談を受ける職員等の質の向上や気軽に相談できる場所の確保について議論を深めてきました。

本報告書は、これら2年間の協議の結果についてまとめたものです。今後、市の行政運営に、この報告書の内容が活かされることを期待しております。

今後も本協議会が効果的に運営され、発展していくことを祈念いたしまして、報告にあたっての巻頭のあいさつとさせていただきます。

平成27年3月

府中市障害者等地域自立支援協議会会長 河 井 文

## 目 次

1	平成25年度の検討結果について	
(1)	ツール検討部会の検討結果	3
(2)	相談支援部会の検討結果	4
2	平成26年度の検討結果について	
(1)	ツール検討部会の検討結果	6
(2)	相談支援部会の検討結果	7

### 資料

資料1	「ちゅうファイル(府中市わたしの生涯記録ノート)」(案)	11
資料2	ちゅうファイルご活用ガイド(案)	63
資料3	障害啓発リーフレット(案)	65
資料4	障害啓発リーフレット配付先一覧(案)	71
資料5	サービス等利用計画策定状況・委託相談支援事業実績	73
資料6	府中市障害者等地域自立支援協議会設置要綱	75
資料7	府中市障害者等地域自立支援協議会委員名簿	77
資料8	会議開催状況と内容	79

## 1 平成25年度検討結果について

### (1) ツール検討部会検討結果報告

#### ア 検討内容

ツール検討部会では、昨年度にひきつづき障害者の方のライフステージが変化しても切れ目のない支援が継続できるように、また、災害時や親亡き後に当事者が適切な支援を受けられる手段とするために、「ちゅうファイル(府中市わたしの生涯記録ノート)」を作成し、配布、活用する方策について協議しました。

#### イ ファイルについて

##### (ア) 名称

『ちゅうファイル(府中市わたしの生涯記録ノート)』

##### (イ) 対象

発達障害のある方や発達に不安のある18歳未満の児童

##### (ウ) ファイルの内容

内容は、資料1のとおりとなります。

目次やページ番号は記載せず、基本のシート、追加のシートの大きく二つにわけ、数字だけでなくアルファベット等の記号にて分類番号をつけました。使用する方が自由にカスタマイズし、必要に応じて追加・削除することができます。

配布時には、資料2「ちゅうファイル ご活用ガイド」を添付します。ファイルを活用方法や使用することによって得られるメリットを分かりやすくまとめました。

##### (エ) 配布場所

障害福祉や児童福祉に係る行政機関、公共施設の他、市内の医療・教育・相談機関等を想定しています。

## (2) 相談支援部会検討結果報告

### ア 検討内容

サービス等利用計画の対象者が、平成24年度からすべての障害者サービス利用者及び、地域相談支援に拡大されたことに伴い、障害者の相談支援の仕組みは大きな転換期を迎えています。相談支援部会では、今年度はサービス等利用計画策定の課題と解決策、計画策定のために何が必要かを協議しました。

### イ 現状

平成26年1月現在で、サービス等利用計画対象者は、1,816人で、サービス等利用計画を作成済みの方は、139人であり、平成26年度中に対象者全員の方に計画を策定することが難しい状況にあります。

なお、市内で計画を策定する指定特定相談支援事業所は5事業所、指定障害児相談支援事業所は2事業所、相談支援専門員の数は12人となります。

### ウ 想定される課題・解決策

相談支援部会では、昨年度自立支援協議会での検討結果で出された課題や解決方法について、さらに検討を進めてきました。今年度、検討された課題については、業所、行政、利用者それぞれに分類をし、考えられる事解決策を次の表のとおり挙げました。

#### (ア) 事業所の課題・解決策

課 題	解決策
相談支援専門員の数が少ない。  報酬単価が見合わないため、相談支援事業所が増えない。  計画策定に際し、質の担保をすることが難しく、相談支援専門員の資質の向上が必要。また、相談支援事業所の連携が不足している。 市の窓口が障害によって異なり、それによって対応が違うなど、統一されていない。 事務量が多く、非常に負担である。	相談支援専門員の数を増やすだけでなく相談支援事業所を増やす。 市から、国や都に対して報酬の見直しや、補助金等の交付を働きかける。市としても補助金を支給する等の対応をする。 市が主体となって、連絡会を開催する。また、サービス等利用計画の内容が事業所によってかたよりが無いよう、チェック体制を作る。 障害者福祉課内に担当係または専任の担当者を置く。 簡素化できるところを市とともに整理し、各事業所へ周知する。

(イ) 行政の課題・解決策

課 題	解決策
<p>市障害者福祉課の担部署が分かれているため統一した意見が求められない。また、ケースワーカーによって経験の差が激しい。</p> <p>平成27年3月末までに、対象者全員のサービス等利用計画を立てなくてはならないが、府中市としての方向が定まっていない。</p> <p>障害の種別（精神・知的・身体）により計画の実施方法が異なる。</p> <p>事業者・当事者への広報が不足している。</p>	<p>担当係または、専任の担当者を置く。障害者福祉課に専門職を配置する等専門的な体制の整備をする。</p> <p>市としての方向性を周知してもらおう（計画策定の優先順位など）担当係または、専任の担当職員を配置する。（連絡会の開催、サービス等利用計画の内容チェックなど）</p> <p>精神担当の保健師と知的・身体担当のケースワーカー、相談支援事業所が出席する連絡会を実施し、連携調整を図る。</p> <p>学校等へ出向き、保護者向けに説明会を実施する。わかりやすいパンフレット等作成し配布する。事業所が増えるよう、また計画への協力が得やすくなるよう市内法人等に働きかける。</p>

(ウ) 利用者の課題

課 題	解決策
<p>計画のメリットがない。</p> <p>計画を作成する際に、希望するサービスが使えない。</p> <p>希望するサービス自体が少なく利用できない。（ショートステイ、放課後デイ等）</p>	<p>利用者の手間の軽減</p> <p>事業所及びヘルパー不足が解決できるよう働きかける。</p> <p>動けるが医療的ケアが必要な方等がショートを使えるよう整備する。また、空き教室や利用者が帰った後の作業所等を利用し、放課後デイを増やす。計画相談で見つかった課題をフィードバックして、協議できる場を作る。</p>

## 2 平成26年度の検討結果について

### (i) ツール検討部会検討結果

#### ア 検討内容

障害者と普段関わりがない人にも、様々な障害の特徴や配慮してほしいことを理解してもらうための、啓発リーフレットの内容および配布先を協議する。

#### イ 検討結果

##### (ア) ツール作成の目的

障害者と普段関わりがない人にも、様々な障害の特徴や配慮してほしいことを理解してもらうため、啓発リーフレットを作成する。

##### (イ) リーフレットの内容

内容は、資料3のとおりです。作成にあたっては、子どもを含め、誰にでもわかりやすく説明できることを第一に考え、内容は簡潔にし、手に取って見やすいように、A5版10ページ以内としました。

##### (ウ) 配付先として想定される場所

市役所・各文化センター・市政情報センターをはじめ、公共施設や医療機関、学校等に配付し、広く市民に手に取ってもらえるようにします。配付先の一覧は資料4のとおりです。

可能な限り多くの人に手に取ってもらうようにすることが望ましいのですが、当初は、公的機関や教育分野に配布し、順次広げていくような想定をしています。

##### (エ) 活用を期待する機会

ボランティア養成講座(社会福祉協議会、民間団体等が実施するもの)や民生委員・児童委員などの研修会、教育分野(小中学校の理解啓発授業、新任教員の研修会、PTAの研修会等)、自治会、消防団、商工会議所等の会合、市内の規模の大きな事業所の新入社員研修などにおいて使用していただけるよう働きかけ、障害理解の促進に活用されることを期待します。

## (2) 相談支援部会検討結果報告

### ア 検討内容

サービス等利用計画を作成する相談支援専門員だけでなく誰もが(作業所職員、ヘルパー等)相談を受ける立場にあります。そこで受けた相談をどのように地域の中で解決していくのか、また、そこで相談を受ける職員等の質の向上が求められるため、育成の方法について協議しました。また、敷居が低く気軽に相談できる場所の確保についても検討しました。

### イ 現状

現在、3か所ある支援センター(地域生活支援センタープラザ・地域生活支援センターあけぼの・地域生活支援センターみ～な)は、指定特定相談や、認定調査に追われ、本来の相談支援がままならない状況にあります。また、府中市内東部には、支援センターがありません。地域にワンストップで気軽に相談できる場所がないのが現状です。

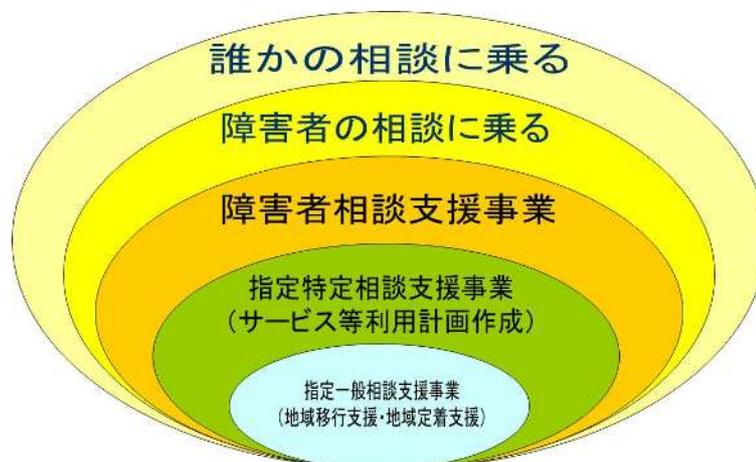
### ウ 想定される課題・解決策

(ア) 府中市における障害者の相談支援に求められること

- \* 市民にとって、敷居が低くアクセスしやすい場所にあること。気軽に「相談」を聞いてくれるような場所。(「相談」としての間口の広さ)
- \* 一度本格的な相談を始めたら、ワンストップで継続的にかかわりを持ち続けられる専門性をもった場所。(「相談支援」としての専門性と継続性)

この二つの特性を両立させるような相談支援の仕組みを府中市という地域において作り上げていくことが必要であり、目下の大きな課題です。

(イ) 相談と相談支援についての概念整理



以下の三つの層が保障されることが必要と考えられます。

( ) 第一層：市町村相談支援事業（土台）

市民が何らかの相談をしたいというニーズを持ったときに、広く相談に乗れる窓口がまずあること。そこに「障害について／障害（児）者についての相談」というニーズを持った人も他の相談と同じように気軽にアクセスできること。（誰かの相談に乗る／障害者の相談に乗る）

解決策として、文化センター11ヶ所の相談窓口、市民相談室の活用、地区社協構想との連携し、気軽に相談できる窓口として機能すると同時に、そこから継続的な相談が必要な方たちを障害福祉の専門的な相談機関につなげる機能を持たせませす。

( ) 第二層：委託相談支援事業

障害福祉の分野に関して、障害をもつご本人やご家族等が生活の支えとなる福祉や医療等の利用について、これからも相談をしていきたいというニーズを持ったときに、ご本人の希望に寄り添いながら相談支援を行い、今後の生活について継続的にかかわりをもつことができる専門的な機関の相談支援体制を築くこと。（障害者相談支援事業）

解決策として、委託相談支援事業所を現在の3センター（み～な・あけぼの・プラザ）から、同規模のものを増設し、計6センターとし福祉圏域ごとに1ヶ所設置することが必要だと考えます。

現在の3センターを中核・包括的な相談支援拠点とし、その下に地区ごとに小規模な相談支援センター（委託事業）を開設し、相談場所を身近なものにします。

また、委託相談支援事業所は、行政と協働し、生活困難を抱えながら自分から必要な障害福祉サービスにつながってこない「支援困難」な人たちへの支援も視野に入れた活動を行います。

( ) 第三層

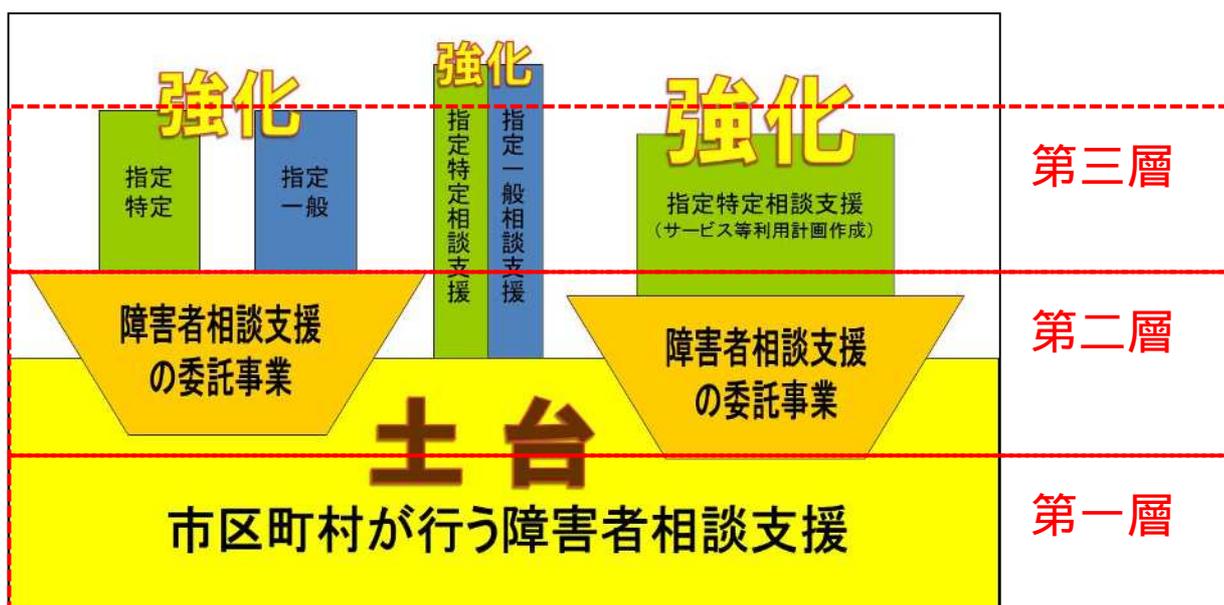
障害福祉サービス等を利用しながら、自分自身にニーズに基づいて自分らしく暮らしていくために、ケアマネジメントの手法を用いた相談支援をすべてのサービス利用者に提供できる体制を築くこと（指定特定相談支援事業）や、地域で暮らしたい希望をもつすべての障害者とその希望を実現できる体制を築くこと（指定一般相談支援事業）が必要です。

解決策として、指定特定相談支援事業所を市内で増やすための啓発活動、新規の相談支援事業所を立ち上げやすくするための運営補助、フォロー体制の確保をすること、指定特定相談支援事業所同士の連携強化と質的水準の確保のための連絡会の開催、障害者本人にわかりやすく、事業所が活用しやすいサービス等利用計画書式の開発、サービス等利用計画と個別支援計画を連動させるための相談支援専門員と

サービス管理責任者（サービス提供責任者）の連携、相談支援事業所等の民間事業者と市のケースワーカー・保健師等と一緒に受けられる相談支援研修の実施等が考えられます。

（ウ）今後検討すべきこと

現在の障害者相談支援の体制は、以下の図のように構築されています。土台となる部分の市の相談支援とみ～な・あけぼの・プラザによる委託相談支援を、指定特定／指定一般相談支援事業でより強化していくという体制が目指されます。



（ ）第一層について

一番の「土台」である府中市障害者福祉課の相談支援体制を強化し、専門的な相談支援を行える人員が確保されていることが必要となります。

そのためには、ケースワーカーに専門職を配置し、保健師とともに相談支援の現場でケアマネジメントを担う役割をはたすことが求められます。障害者福祉課の人員を増員し、ケースワーカーや保健師はすぐ異動させず、5年程度は継続してひとつの部署に配属することが必要です。

（ ）第二層について

み～な・あけぼの・プラザが「土台」となる部分の相談支援事業（委託事業）に力を十分に注げる体制を確保することで、相談のしやすい環境となります。

指定特定／指定一般相談支援が始まったことで、これまでやってきた委託相談支援事業の部分の活動が弱まっています。み～な・あけぼの・プラザにおいて「土台」と「強化」を両立させるために必要な適正な人員配置基準を再検討することが必要

です。あるいは、「土台」部分の委託事業と、「強化」部分の指定特定 / 指定一般の相談給付 2 事業の担い手を将来的に完全に分ける体制を市内で築くことも考えられます。そのためには、指定特定 / 指定一般相談支援の担い手となる事業所をさらに拡大していくことが必要となります。

#### ( ) 第三層について

指定特定相談支援・指定一般相談支援を行うことが、府中市全体の障害者相談支援体制の「強化」につながっていると見えるための体制を築くことが必要です。

サービス等利用計画は、本人のニーズに基づいて作成されるものであり、そのために本人と多くの接点をもつことが相談支援の質に直結します。「質の確保」を第一に考えたうえで、その質を保ったまま各事業所が担える数がどのくらいなのか、府中市としての基準を検討することが必要であると考えます。

#### ( ) ライフスタイル全般を通して

本人のニーズに基づいて相談支援を行うためには、制度の枠組みで支援が途切れないような体制を確保していかなければなりません。

障害者が 65 歳になると高齢者支援の枠組みに制度的に移行する現在の法律の仕組みは、本人のニーズを中心に考えた場合、不十分なものです。本人のニーズに応じて、障害と高齢の両輪で支えることができる仕組みを市として制度の運用面で柔軟に検討することが求められます。

また、障害をもつ子どもが、幼児期から学齢期を経て、大人になり、就職期、熟年期、老年期というライフステージをたどる中で、支援が途切れないような体制を構築することも重要です。

障害児については、児童福祉法と障害者総合支援法の 2 本立てでサービス提供の体制が築かれている難しさがあります。一方、計画相談支援によって幼児期・学齢期・就職期それぞれのライフステージに合わせたサービス利用を継続して支援し、学校教育の現場との連携の可能性も広がっています。そうした障害児相談支援を担う事業所を市内で拡大するべきだと考えます。

## 最後に

本協議会においては、各部会等の報告を了承し、ここに報告書として市に提出するものです。

市におかれましては、本報告の内容を受け止め、今後の市政運営に反映されることを期待いたします。

保健・福祉・医療・教育・労働等の関係機関と障害当事者、家族、市民が協働して、府中市障害者計画の理念である「障害のある人もない人も、市民すべてが安心して自立した暮らしができるまち・府中の実現」が推進されることを祈念いたします。

